

第2回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成21年1月27日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	中島 章皓（委員長）、三神 和子（委員長職務代理者）、 加藤 正克、清田 明、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長 教育改革担当課長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	<ol style="list-style-type: none">第2号議案 豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について（第3条 小学校の学期及び休業日の変更）第3号議案 臨時職員の任免協議事項 平成21年度教育目標について報告事項 平成20年度教育委員会後援名義使用の承認状況（第3四半期）報告事項 校長の職務代理について	

審議経過

委員長)

第2回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は三神委員と加藤委員にお願いいたします。

(1) 第2号議案 豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(第3条 小学校の学期及び休業日の変更)

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

前回の資料によりますと、休業日の短縮が妥当と判断した理由に、校内研究や区教育研究会等に係る時数確保が可能となり、教員研修・研究の充実が図れるとあります。果たしてこの理由は休業日を短縮する理由に妥当なのでしょうか。保護者にはどこまで周知するのでしょうか。

教育指導課長)

この問題に関しては、教育課題検討推進委員会にて協議をいたしました。その話し合いの中で、今後、授業時数の確保のために時間割が圧迫されると定例の研究授業や区小研等の教育研究の日程がとりにくくなるので、夏休みまでの全体の日数を増やすことにより、そうしたことにも対応できます。学校経営、教員育成の上からもこの3日間の授業日には意義があるという議論がなされました。保護者には全面にこの点をアピールするわけではなく、授業時数を確保するとともに校内研究なども十分に位置付けて、内容の濃い授業を学校教育にしっかりと根付けさせるという前向きな姿勢を伝えていきたいと考えております。

委員)

この内容について詳しい方はその説明でも納得できると思いますが、何も知らない保護者はこの休業日短縮により教員の研究・研修の充実を図るためのものか誤解を生んでいます。子どものために教育課程を充実させることができる点に絞ってアピールをしていた方がよいと思います。

教育指導課長)

子どものための授業時数を確保する、子ども一人一人に確かな学力をつけさせるという観点から、小学校においても休業日の3日間の短縮を図る、中学校においては新学習指導要領の完全実施までの間にその対応について検討していくということを保護者に伝えていきたいと思います。

委員)

夏季休業日はなぜあるのでしょうか。学期、休業の観点から、短縮することによってどんな意義があるのか説明をいただきたいと思います。

教育指導課長)

生活の節目のなかで、1つの期というまとまりを単位として教育課程を組んでまいりま

す。1つの期のなかで、計画に基づいて行なった評価を本人、保護者へ返していくというのが我が国の教育の流れでございます。豊島区では3学期制をとっておりまして、長期休業期間に家庭でさまざまな復習や休みでなくてはできない経験を経て、新たな学期を向かえるというサイクルでございます。前期後期と分けて、前期の間に夏休みを入れ、夏休みは期末考査に向けた復習の時間と捉え、2学期制を取り入れる自治体もあります。豊島区では我が国の教育の流れを継承し、適切な授業時数確保のための日数を確保するということを今まで行なってきました。

休業につきましては、高温多湿の我が国ではその期間、学習に集中するよりは夏休みでしかできない体験をし、地域・家庭に子どもを返すという意味合いがあります。冬休みに関しては、家族の一員として新しい年を迎える、春休みについては、年度末の切り替え、進級という長期休業の意味があります。

委員)

休業の短縮について、規則で自由に改正できるのでしょうか。

教育指導課長)

標準時数が学校教育法施行規則で位置付けられております。1つの教科を35週を1つのサイクルとして行なうことにより、1つの教科の学習が終わるといった基本的な考え方がございます。豊島区では学校行事やさまざまな祝日等もございますので、年間40週前後を授業日数として位置付けております。何週以上までは授業をしなければならないという法的な根拠はありません。ですから、教育委員会の判断でできるということです。他区地域では、8月25日から夏休みというところもあります。その代わりに、豊島区では冬休みを2日間早くしています。全体のバランスを考えて、夏休みを短縮することにより時数を確保し、一方で冬休みは他区地域より2日早く休業日に入るので、社会の一員として家庭や地域に貢献するという意味を含めて休業日を長めに設定しています。

委員)

都民の日や開校記念日にも授業をしている区や市があります。豊島区においても、教育課題検討推進委員会でその話題が議論されているのでしょうか。また将来的にそういう可能性はあるのでしょうか。

教育指導課長)

都民の日に関しましては、教育課題検討推進委員会で話題になりました。ただ、都民の日条例に基づいてさまざまな行事に参加させるという意味合いがあり、さまざまな団体から子どもの参加を期待されているという声も多々あるので、都民の日については休業とし、授業をすることは見送ろうという結論になりました。開校記念日につきましては、各学校の授業時数確保のなかで、学校の申し出により教育課程に位置付け、実際に授業をしている学校もございます。開校記念日を一律に授業時数とするというまでは議論は煮詰まりませんでした。移行措置期間中、時数を確保するにあたり、小学校・中学校ともに8月27日からの時間で足りるのかという議論が出てくるであろうと思います。そうすると開校記念日については授業を行なうという選択肢も含めて検討していきたいと思います。

委員)

そうすると、開校記念日については授業を行なっている学校もあるということですね。

教育指導課長)

校長の考えにより、1校は開校記念日も授業を行なっています。

委員)

時数の確保だけでなく、内容の充実が大切だと思います。教員にも十分に自覚してもらい、内容の濃い分かる授業を展開して行ってほしいと思います。

教育長)

夏休みの短縮で3日間授業日数が増えることの背景に、豊島区では1年生から6年生まで英語活動を行なっています。言語コミュニケーション能力を1年生からつけるということは、教育豊島の特色でもあります。その時間をどのように位置付けるかということですが、来年度より総合的学習の時間が週2時間、1時間の減となります。小学校5、6年生については英語活動の時間として位置付きますが、1年生から4年生まではどこに位置付けるかが問題となります。豊島区では内容の充実を打ち出していますので、位置付けるにあたって必要な時間を確保しなくてはなりません。総合的学習の時間と英語活動の時間と両方で位置付けなくてはいけないと思います。休業日は家庭や子ども自身の時間を充実させる時間と位置付けて考えていかなければいけないと思います。

委員)

授業時数が増えることは、新学習指導要領の移行期を加味しているということでしょうか。

教育指導課長)

現在は35週のところを40週くらいの設定で1教科の授業をしていますので、余剰の部分があります。決められた標準日数以外に英語活動が実施できるゆとりは持っています。今後、時間割の上では一コマずつどの学年も増えていきます。さらに新学習指導要領が本格実施となると1、2年生は現行よりも2時間増えることとなります。小学生においても、学校で授業する時間が増え、3日分の授業日数があったほうがさまざまな特色ある活動や行事を位置付けることができ、校内研究や研修等もその一部に入れられるということになります。

委員)

小学校には冷房がない教室もあると思います。現場でも教育環境について配慮をしていただきたいと思います。

教育総務部長)

小、中学校の普通教室については100%冷房が完備されています。特別教室については完全に冷房が設置されているわけではありません。理科室や家庭科室は夏場は暑いという声もあります。限られた予算で計画的に実施していきたいと考えております。各小・中学校や保護者、PTAからもそういった要望をいただいております。授業時数確保の問題ですが、土曜日が休みなので、低学年でも授業時間を増やしています。授業時数を増や

さないと厳しいのが現状で、都民の日や開校記念日も授業をするという検討がなされています。夏季、冬季、春季休業についてはそれぞれ休業の目的がございますし、社会通念的に定着した生活様式となっておりますので、そう簡単には休みを削ることはできません。その中で中学校にならって小学校も3日間休業日を短縮するわけですが、今後推移を見て新学習指導要領の完全実施が可能なのかどうか見極めが必要だと思います。これ以上夏休みを削ってしまいますと、中学校では夏休み後半に体育関係の大会がかなりありますのでこれに参加できなくなる可能性があります。新学習指導要領の完全実施以降は、平成21、22年度の授業時数を見極めて検討をしていきたいと思っております。

委員長)

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第2号議案了承)

(2) 第3号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

なにかご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第3号議案了承)

(3) 協議事項第1号 平成21年度教育目標について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

2の(6)についてですが、外国の言語や文化にふれるという表現が気になります。豊島区の英語教育の目的は国際理解教育を推進することですから、外国の言語や文化にふれることが目的ではありません。ふれるという文言は別のことばにするか、それとも削除したほうがよいと思っております。

教育長)

「ふれる」をとってしまい、「外国の言語や文化など」にしたら良いのではないのでしょうか。

教育指導課長)

学習指導要領の中で外国語活動については、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深めるという文言になっております。総合的な学習の時間については、国際理解に対する学習、つまり諸外国の生活や文化を体験したり調査したりするなどの学習をするということですが、理解、体験、調査という具体的な内容については学習指導要領の中には示されていません。ですので、外国の言語や文化にふれるではなく、理解や体験するといった動詞に入れかえたいと思っております。

委員)

「英語教育活動を充実し」のあとに読点を入れ、外国の言語や文化にふれるなどをとってしまいシンプルにしたほうがよいと思います。そうすると、英語教育活動の充実と国際理解教育の推進に重点を置いていることがより分かりやすいと思います。

教育総務部長)

外国語の言語や文化にふれるなどをとり、「英語コミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解教育を推進する」という案はいかがでしょうか。

委員)

そのほうがよいと思います。

教育長)

国際理解教育を教育目標として正確に位置付けないと、英語だけでいいのかという問題になります。英語活動も総合的な学習の時間に位置付けなければいけません。学習指導要領ははっきりと区別されていますが、豊島区の教育目標では両方を位置付けなければいけないと思います。

委員)

3の(5)についてですが、「たえず客観的に点検・評価し」という文言はいらぬのではないのでしょうか。その前のところで点検・評価制度を活用するといっていますし、最後に時代の変化に対応した教育内容へ改善、充実を図るともいっていますので、点検・評価をすることが前提ですから内容が重なっている気がします。

教育総務部長)

そのとおりだと思います。

委員長)

それでは今回審議したところを修正していただき、次回再び審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(4) 報告事項第1号 平成20年度教育委員会後援名義使用の承認状況(第3四半期)

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。

委員)

文部科学大臣賞は素晴らしい賞ですので、ホームページなどでもっと宣伝したほうがよいと思います。豊島新聞などにも掲載されているのでしょうか。

教育長)

授賞式がこれからなので、まだ掲載はされていません。

委員長)

調べる学習コンクールは過去に何回も開催されているのでしょうか。

教育総務課長)

全国では12回、豊島区では6回開催されております。今回豊島区で区長賞を受賞した

作品が、全国で文部科学大臣賞を受賞いたしました。

委員長)

不承認案件はないのでしょうか。

教育総務課長)

今回はありませんでした。

委員)

新規が5件ありますが、承認するかどうかは教育総務課で諮られて、教育委員会に報告するという流れなのでしょうか。

教育総務課長)

後援名義使用承認の取り扱い要綱がございまして、それに基づいて判断して教育長まで決裁をまわします。実績があるものについては部長決裁までということもありますが、最終的には教育委員会に報告することになります。

委員)

後援名義使用承認をするか迷った場合、最終的な判断は教育長にあるということでしょうか。

教育総務課長)

承認するか迷うときは、最終的に部長や教育長と協議したうえで、事業者に返事をします。

委員)

不承認案件があった場合、教育委員会で報告するのでしょうか。

教育総務課長)

不承認案件があれば報告しますが、ほとんどの場合は事前に説明しご理解をいただき、申請自体を辞退してもらい、書類を受け取りませんので報告案件として出てきません。

委員)

申請者の名前だけではどういったことをしている団体かが分かりません。そういう場合はどのように判断しているのでしょうか。

教育総務課長)

企画書が提出されていますので、その内容を要綱と照らし合わせて拒否すべきものではないと判断できれば承認をいたします。新しい団体についてはホームページで調べたり、過去にどこから後援名義使用承認を受けているのであれば、そこに問い合わせたりしています。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第2号 校長の職務代理について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

これは副校長先生から申請があるのでしょうか。そして誰が承認するのでしょうか。

教育総務部長)

校長の職務代理については、豊島区立学校の管理運営に関する規則で副校長が報告するということになっております。認定をするのは教育長でございます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) その他

平成20年度区内インフルエンザ様疾患による臨時休業等の状況について

<教育総務部長 資料説明>

委員長)

閉鎖解除のときはどのようにするのでしょうか。

教育総務部長)

インフルエンザで休みの子どもが複数名以上のときは、報告をするようにと通知をしています。複数名インフルエンザが発生した場合は学校医と相談し、学級閉鎖をする必要があるか、病状や診察の状況を踏まえて閉鎖の期間を決定します。教育委員会では保健所と連絡をとって必要な対策を講じます。学校からの報告が遅れた場合は、厳しく注意喚起をしています。

教育長)

現状では、インフルエンザ万能薬が効かないという保健所からの情報もあります。2月の末までは続くのではないかとことから、学校では慎重に対応し、教育委員会でも学校の状況を見ながらきちんと対策を立てていきたいと思えます。うがい、手洗いの励行、マスクの着用などを促すことが大切です。換気も必要ですし、乾燥を防ぐ加湿器も必要です。今後は予算を編成するにあたり、加湿器についてもきちんと考えていかなければいけないと思えます。

委員)

学校はガスストーブでしょうか。

教育長)

エアコンです。空調が整った分、乾燥した空気しか出てきません。使用頻度が多いとフィルターも汚れてきますので十分に気をつけたいと思えます。

(委員全員了承)

(午後3時45分 閉会)